

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成 23 年度）

| | |
|-----------------|--|
| 基 金 の 名 称 | 環境配慮型設備投資促進基金 |
| 法 人 名 | 財団法人日本環境協会 |
| 基 金額（国庫補助金等相当額） | 1,207 百万円（1,207 百万円）（平成 23 年 4 月 1 日現在） |
| 基 金 事 業 の 概 要 | 温暖化対策加速化環境配慮型融資として行われる融資機関の融資に係る利息の一部（3%相当を上限）について、3 年又は 5 年以内の間に二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量を 6% 又は 10% 改善・削減を誓約する事業者に対し、金利負担の減免のための利子補給金を交付する。 |

2. 見直し結果（平成 23 年度）

| 項 目 | 講 ず る 措 置 |
|-------------|--|
| 基金事業を終了する時期 | <p>平成 28 年度</p> <p>※地球温暖化対策加速化支援無利子融資補給金交付事業実施要領第 8 において、以下のとおり、規定。</p> <p>第 8 事業を終了する時期</p> <p>(2) 基金事業を終了する時期 利子補給金交付事業を行う期間は、平成 26 年 9 月末までとする。 (借入日から開始して、3 年以内の利子補給を実施)</p> <p>(3) その他事業を終了する時期 基金を適正かつ公正に管理・運営し、事業者の補給金の適正な執行の管理及び融資機関の本制度に係る業務の検証を行う期間は、平成 28 年度末までとする。</p> |
| 次回の見直し時期 | <p>平成 24 年度</p> <p>※本事業は、後年度負担が発生する事業に該当する。標記基準においては、後年度負担が発生する事業は、毎年度、見直しを行うとされていることから、次回の見直し時期を平成 24 年度としている。</p> |
| 基金事業の目標 | 金融機関が行う環境に配慮した融資制度のうち、地球温暖化対策に係る設備投資のための融資を受ける事業者に対し、必要な経費を助成することにより地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進する観点から、温暖化対策に係る環境配慮型融資に係る借入金の金利負担を安定かつ確実に減免する。 |
| 目標達成度の評価 | 金融機関への周知に努めた結果、指定金融機関数が 26 行増え、最終的には 64 行となった。融資案件数は 22 件増え、最終的に 63 件となり、着実に、地球温暖化対策のための設備投資が促進されている。 |
| 基金の保有割合 | 算出した保有割合は、1.00 であった。算出に用いた方法及び数値は、以下の通りである。 |

| | | |
|----------------------|---|-----|
| 基金の保有割合の算出 | <p>算出方法 (算出に用いた方式)</p> <p>保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに要する利子補給額 及び管理費</p> <p>(算出に用いた数値)</p> <p>直近年度末の基金額：1,206百万円（平成22年度末の基金額）</p> <p>事業が完了するまでに必要な利子補給額及び管理費：1,203百万円（想定必要額）</p> | |
| 使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果 | 使用見込みの低い基金等の該当の有無 | 有・無 |
| | 有の場合の該当理由 | — |
| | (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) | — |